

## 建築設備士の登録試験事務を行おうとする者の登録制度について

### 1. 登録について

建築士法施行規則第17条の18において、建築設備士の要件は①建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者且つ②建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者に該当する者とされています。①の学科の試験を登録学科試験といい、②の設計製図の試験を登録設計製図試験といいます。①又は②の事務の登録は、これらの事務を行おうとする者の申請により行うことになっており、建築士法施行規則第17条の21において、国土交通大臣は、第17条の19の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならないとしています。（参考条文参照）

### 2. 申請手続きについて

- (1) 対象者：登録を受けようとする登録試験事務を行おうとする者
- (2) 申請時期：随時提出可能
- (3) 提出書類：建築士法施行規則第17条の19第2項に掲げる事項を記載した申請書及び3項に掲げる証明資料等（様式の指定はありませんが、必ず事前にご連絡をください。）

### 3. 現在指定されている登録試験事務を実施する者

- ・名称：財団法人建築技術教育普及センター
- ・主たる事務所の所在地：東京都中央区京橋 2-14-1
- ・事務の名称：建築設備士の登録学科試験又は登録設計製図試験の実施に関する事務

### 4. 問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 03-5253-8111（内線39539）

(参考条文)

建築士法施行 (昭和 25 年建設省令第 38 号)

(建築設備士)

第 17 条の 18 法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 (以下「建築設備士」という。) は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ 建築設備士として必要な知識を有するかどうかを判定するための学科の試験であつて、次条から第 17 条の 21 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの (以下「登録学科試験」という。) に合格した者

ロ 建築設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための設計製図の試験であつて、次条から第 17 条の 21 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの (以下「登録設計製図試験」という。) に合格した者

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

(登録の申請)

第 17 条の 19 前条第一号イ又はロの登録は、登録学科試験又は登録設計製図試験の実施に関する事務 (以下「登録試験事務」という。) を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号イ又はロの登録を受けようとする者 (以下この章において「登録申請者」という。) は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 受けようとする登録の別 (前条第一号イの登録又は同号ロの登録の別をいう。)

四 登録試験事務を開始しようとする年月日

五 試験委員 (第 17 条の 21 第 1 項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。) となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員 (持分会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 575 条第 1 項に規定する持分

会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員をいう。以下この章において同じ。)の  
氏名及び略歴を記載した書類

三 試験委員のうち、第17条の21第1項第二号イからハまでのいずれかに該当する者に  
あつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した  
書類

五 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

#### (欠格条項)

第17条の20 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第17条の18第一号イ又は  
ロの登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける  
ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第17条の30の規定により第17条の18第一号イ又はロの登録を取り消され、その取  
消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があ  
るもの

#### (登録の要件等)

第17条の21 国土交通大臣は、第17条の19の規定による登録の申請が次に掲げる要件の  
すべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第17条の18第一号イの登録を受けようとする場合にあつては第17条の23第一号の  
表(1)項(イ)欄に掲げる科目について学科の試験が、第17条の18第一号ロの登録を受けよ  
うとする場合にあつては同表(2)項(イ)欄に掲げる科目について設計製図の試験が行われ  
るものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上によつて構成される合議制の機  
関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 建築設備士

ロ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、機械工  
学、電気工学、衛生工学その他の登録試験事務に関する科目を担当する教授若しくは准教  
授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学、機械工学、電気工学、衛生工  
学その他の登録試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

三 建築士事務所の開設者に支配されているものとして次のいずれかに該当するもので  
ないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築士事務所の開設者が当該株式会  
社の総株主の議決権の2分の1を超える議決権を保有している者(当該建築士事務所の開

設者が法人である場合にあつては、その親法人（会社法第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。））であること。

ロ 登録申請者の役員に占める建築士事務所の開設者の役員又は職員（過去二年間に当該建築士事務所の開設者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建築士事務所の開設者（法人にあつては、その役員又は職員（過去二年間に当該建築士事務所の開設者の役員又は職員であつた者を含む。））であること。

2 第 17 条の 18 第一号イ又はロの登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録試験事務を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録試験事務を開始する年月日

#### （登録の更新）

第 17 条の 22 第 17 条の 18 第一号イ又はロの登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前 3 条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

#### （登録試験事務の実施に係る義務）

第 17 条の 23 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第 17 条の 21 第 1 項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

一 登録学科試験にあつては次の表(1)項(い)欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同項(ろ)欄に掲げる内容について、同項(は)欄に掲げる時間を標準として、登録設計製図試験にあつては同表(2)項(い)欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同項(ろ)欄に掲げる内容について、同項(は)欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

	(い)	(ろ)	(は)
	科目	内容	時間
(1)	一 建築一般知識に関する科目	建築計画、環境工学、構造力学、建築一般構造、建築材料及び建築施工に関する事項	六時間
	二 建築法規に関する科目	建築士法、建築基準法その他の関係法規に関する事項	

	三 建築設備に関する科目	建築設備設計計画及び建築設備施工に関する事項	
(2)	一 建築設備基本計画に関する科目	建築設備に係る基本計画の作成に関する事項	五時間 三十分
	二 建築設備基本設計製図に関する科目	空気調和設備及び換気設備、給水設備及び排水設備又は電気設備のうち受験者の選択する一つの建築設備に係る設計製図の作成に関する事項	

二 登録学科試験又は登録設計製図試験（以下この章において「試験」という。）を実施する日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を公示すること。

三 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。

五 試験に合格した者に対し、合格証書及び第四号の三書式による合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を交付すること。

六 試験に備えるための講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を行わないこと。

#### (登録事項の変更の届出)

第17条の24 登録試験実施機関は、第17条の21第2項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (登録試験事務規程)

第17条の25 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、登録試験事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

三 試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事項

四 試験の受験の申込みに関する事項

五 試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

六 試験委員の選任及び解任に関する事項

七 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項

八 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準の公表に関する事項

九 試験の合格証書及び合格証明書の交付並びに合格証明書の再交付に関する事項

- 十〇 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 第 17 条の 31 第 3 項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録試験事務に関し必要な事項

#### (登録試験事務の休廃止)

第 17 条の 26 登録試験実施機関は、登録試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録試験事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

#### (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 17 条の 27 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かななければならない。

2 試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録試験実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによ  
**(適合命令)**

第 17 条の 28 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第 17 条の 21 第 1 項の規定に適合しな  
くなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要  
な措置をとるべきことを命ずることができる。

**(改善命令)**

第 17 条の 29 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第 17 条の 23 の規定に違反していると  
認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験事務を行うべき  
こと又は登録試験事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきこと  
を命ずることができる。

**(登録の取消し等)**

第 17 条の 30 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、  
当該登録試験実施機関が行う試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全  
部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 一 第 17 条の 20 第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第 17 条の 24 から第 17 条の 26 まで、第 17 条の 27 第 1 項又は次条の規定に違反した  
とき。
- 三 正当な理由がないのに第 17 条の 27 第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前 2 条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第 17 条の 33 の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたと  
き。
- 六 不正の手段により第 17 条の 18 第一号イ又はロの登録を受けたとき。

**(帳簿の記載等)**

第 17 条の 31 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。  
い。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別
- 四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記  
録され、必要に応じ登録試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙  
面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることがで  
きる。

3 登録試験実施機関は、第 1 項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項  
のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録試験事務の全部を廃止するまで保存し  
なければならない。

4 登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 試験の受験申込書及び添付書類
- 二 終了した試験の問題及び答案用紙

**(国土交通大臣による試験の実施等)**

第 17 条の 32 国土交通大臣は、試験を行う者がいないとき、第 17 条の 26 の規定による登録試験事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第 17 条の 30 の規定により第 17 条の 18 第一号イ若しくはロの登録を取り消し、又は登録試験実施機関に対し登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録試験実施機関が天災その他の事由により登録試験事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、登録試験事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録試験事務の全部又は一部を自ら行う場合には、登録試験実施機関は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 前条第 3 項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

**(報告の徴収)**

第 17 条の 33 国土交通大臣は、登録試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験実施機関に対し、登録試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

**(公示)**

第 17 条の 34 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第 17 条の 18 第一号イ又はロの登録をしたとき。
- 二 第 17 条の 24 の規定による届出があつたとき。
- 三 第 17 条の 26 の規定による届出があつたとき。
- 四 第 17 条の 30 の規定により第 17 条の 18 第一号イ又はロの登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。
- 五 第 17 条の 32 の規定により登録試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。